

告 示

埼玉県告示第九百四十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

村松 昌裕	新井 富夫	小林 信彦	網倉 克己	栗原 邦弘	医師の氏名
視覚障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肝臓機能障害	肢体不自由	指定障害区分
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	医療法人誠壽会上福岡総合病院	医療法人道心会草加循環器クリニック	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	医療法人社団優慈会佐々木病院	医療機関の名称
和光市諏訪二―一	一 ふじみ野市福岡九百三十	一―六 草加市氷川町二千百三十	八十 北足立郡伊奈町小室七百	一 深谷市西島町二―十六	医療機関の所在地
令和四年七月一日	令和四年六月一日	令和四年五月三十日	令和四年四月一日	令和三年三月三十一日	辞退年月日